

令和元年度 第7回大潟区地域協議会次第

日時 令和元年 11 月 28 日（木）午後 6 時 30 分から

会場 大潟コミュニティプラザ 2 階 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

- (1) 令和元年度冬期道路交通確保除雪計画について ……配付資料
- (2) 総合事務所の時間外受付の見直し方針等について ……資料No.1
- (3) 事務事業評価結果の実施年度公表について ……配付資料
- (4) 地域協議会会長会議について ……配付資料
- (5) 大潟区連絡会議について

4 協議事項

- (1) 令和 2 年度地域活動支援事業に向けた今後のスケジュール等について ……資料No.2
- (2) 地域活動支援事業の成果報告会について
- (3) 自主的審議事項「鵜の浜温泉の活性化」について

5 その他

6 閉 会

総合事務所の時間外受付の見直し方針等について

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課
大潟区総合事務所

1 見直し方針について

(1) 時間外受付を開設する総合事務所について

- 時間外受付（平日 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分まで、及び土日・祝日の全日）を開設する総合事務所は、浦川原区、柿崎区及び板倉区とします。

※ 10 区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直を配置しないものとします。

(2) 時間外における戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、時間外受付を開設する 3 か所の総合事務所又は木田庁舎の時間外受付で、市民の皆さんがお住まいの区にかかわらず、これまでどおり手続きができます。

(3) 時間外における総合事務所宛ての電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合、その電話は時間外受付を開設する総合事務所又は木田庁舎に自動転送し、転送先の当直が対応します。

< 電話転送先 >

○安塚区及び大島区	⇒	浦川原区総合事務所に転送
○大潟区及び吉川区	⇒	柿崎区総合事務所に転送
○牧区、中郷区及び清里区	⇒	板倉区総合事務所に転送
○頸城区、三和区及び名立区	⇒	木田庁舎に転送

(4) 時間外における防災行政無線の放送について

- 災害に関する避難情報の発令等の放送は、職員がこれまでどおり対応します。
- 火災や停電の発生、クマ目撃等に関する放送は、総合事務所長の判断により、職員が登庁して放送します。

※ 消防団の出動については、これまでどおり、団員に電子メールで出動命令が通知され、必要に応じて団員間で連絡を取りながら現場に参集します。

※ 災害や犯罪、交通事故等に関する情報については、市が情報を配信する「安全メール」に登録することで、携帯電話やパソコンの電子メールで受け取り、文字情報として確認いただけます。

登録をご希望の方は、市のホームページ（トップページ中の「上越市安全メールの登録方法」）や総合事務所の窓口での手続きをぜひご検討ください。

(参考)「安全メール」でお知らせする内容

※配信を希望する情報を選ぶことができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 防犯情報（不審者情報・事件情報）② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）配信は昼夜不問④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報等） |
|--|

(5) 時間外における施設の防犯対策について

- 閉館（閉庁）後で職員等が不在の時間帯は、警備会社による機械警備を行います。

(参考) コミュニティプラザのご利用について

- コミュニティプラザは、これまでどおりの時間帯で、ご利用いただけます。（開館時間：午前8時30分から午後10時まで）

※ コミュニティプラザには、利用受付等を担う管理人を1人配置します。

2 今後の主な予定について

令和元年 11～12月 補正予算の市議会への提案・審議

令和2年 1～2月 機械警備導入に向けた契約事務

3月 時間外受付に関する広報等でのお知らせ
機械警備導入に向けた工事

4月1日～ 見直し後の体制での時間外受付を開始

※ 1月以降は、予算の補正が行われた場合のものです。

令和元年11月28日(木)

第7回大潟区地域協議会

資料No.2-1

令和2年度地域活動支援事業に向けた今後のスケジュールについて (案)

予定日	会議名など	内 容	備 考
11月28日(木)	・第7回協議会	・提案者のアンケートを参考に、大潟区取組方針(案)を検討	
12月19日(木)	・第8回協議会	・第7回で検討した大潟区取組方針協議、決定	
1月23日(木)	・第9回協議会	・募集概要、募集要項の確認、決定	
2月20日(木)	・第10回協議会		
2月 日()	・成果報告会	・令和元年度実施事業の報告会 ・令和2年度大潟区取組方針、募集期間などを周知	
3月2日(月) ～31日(火)	・事前相談	・令和2年度提案予定事業の事前相談を実施	・事務局
3月19日(木)	・第11回協議会		

令和元年度上越市地域活動支援事業（大潟区）の 制度に関するアンケート集計結果

○調査目的 今年度事業採択された団体の意見を伺い、来年度以降の地域活動支援事業（大潟区）の取り組みの参考とする

○対 象 令和元年度上越市地域活動支援事業（大潟区）採択事業提案団体（8団体）

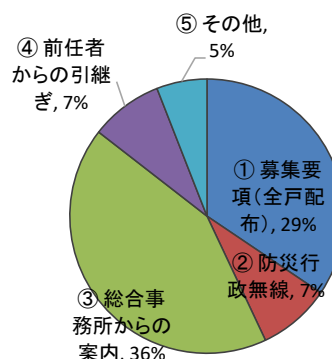
○回答割合 8団体（100%） ※未回答項目あり

1. 募集 - 周知について

地域活動支援事業（大潟区）をどこで知りましたか。該当するものすべてに○を付けてください。

(n = 14)

①	募集要項(全戸配布)	4	29%
②	防災行政無線	1	7%
③	総合事務所からの案内	5	36%
④	前任者からの引継ぎ	1	7%
⑤	その他	3	5%



【「その他」】

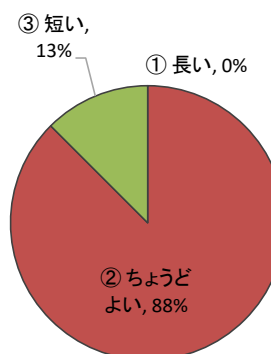
- ・昨年からの継続事業
- ・上越市ホームページ
- ・毎年申請しているため

1. 募集 - 募集期間について

提案の募集期間は、4月1日～5月7日でしたが、期間についてどのように感じましたか。該当するもの一つに○を付けてください。

(n = 8)

①	長い	0	0%
②	ちょうどよい	7	88%
③	短い	1	13%

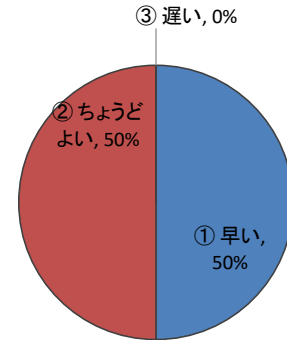


1. 募集 - 提出期限について

提出期限が5月7日でしたが、期限についてどのように感じましたか。該当するもの一つに○を付けてください。

(n= 8)

①	早い	4	50%
②	ちょうどよい	4	50%
③	遅い	0	0%



【提出期限は、いつ頃が良いと思いますか。】

5月中旬 1
5月下旬 1
6月下旬 1

1. 募集 - 募集方法について

大潟区では、新たな提案者からの提案が少ない状況です。提案者の方から見て、どのような周知・募集を行ったら新たな提案者からの応募が増えると思いますか。

※未回答有

- ・区内の各種団体に資料を送付し周知する。
- ・助成回数の見直し(同一事業3回までの制限をなくす)
- ・地域の課題は、どの地域にも存在し、その課題解決・地域活性化を果たすために当事業は有効である。地域や関係団体の課題やニーズを掘り起こし、当事業とマッチングすることが必要と考える。
- ・JCVに放映してもらおう。
- ・周知は今のままで良いと思う。
- ・申請書及び実績報告書の簡素化をするべきである。最低必要事項にし、プレゼンなどで、趣旨をきちんと説明してもらえれば良いとすべき。
- ・報告書も実施内容に不正がなければ、簡単にすべきである。
- ・初めての方でも分かり易いよう、活用事例(写真入り等)を募集要項に添付する。
- ・小さなコミュニティ単位でのイベントでも提案内容としてOKだと分かると、応募が増えると思う。こんな提案もありますよと例を示したりして周知すると良いと思う。(気軽に提案できる雰囲気があれば良いのかと思う。)
- ・周知時期が遅い。⇒市の予算編成や執行者の動向もあるが、事業を実施する団体等が、新年度に向けての事業計画を検討する時期を考慮すべきだ。
※遅くとも12月下旬頃には、区内の団体等や世帯に支援事業を周知すべきだ。

2. 支援内容 - 補助額について

高額な補助希望額の提案があり配分額を超えた時、補助金が減額される場合があります。補助希望額に上限を設定することについて、どのように思われますか
該当するもの一つに○を付けてください。

(n= 8)

① 上限を設定してもよい	2	25%
--------------	---	-----

【「理由」】

- ・より多くの課題やニーズに対応するため。
- ・より多くの方から利用頂くため。

【「上限の額はいくらが良いと思いますか」】

- ・100万円
- ・200万円

② 上限は設定しない方がよい	4	50%
----------------	---	-----

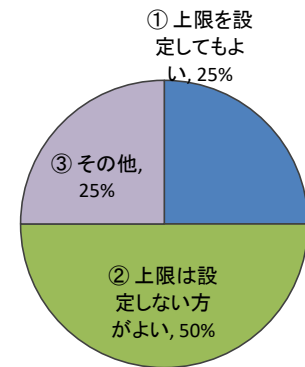
【「理由」】

- ・上限を設定すると、活動が制限されるため。
- ・内容が制限され、希望通りの活動ができない場合が生じる。
- ・単年度提案で金額が多いものは提案しにくい制限となる。
- ・事業内容が補助基準に合致しているか。事業が単年度か複数年度が可能かなど…精査し、改めて提案者と協議する。

③ その他	2	25%
-------	---	-----

【「理由」】

- ・上限は設定しなくても良いが、例えば大潟区の予算を総額で超えた場合は、なるべく全体予算を使い切る形で、後は、現状のように審査の上、予算が足りない分は、減額となって良いと思う。



2. 支援内容 - 助成回数について

大潟区では、提案団体の自立性を求めるため、同一事業の提案は3回までとしています。どのように思われますか。該当するもの一つに○を付けてください。

(n= 8)

① 3回まででよい	2	25%
-----------	---	-----

【「理由」】

- ・より多くの団体から参加してもらうことが良いので、1回でも良い。
- ・特定の提案者に偏らないため。

② 4回以上提案可能とした方がよい	3	38%
-------------------	---	-----

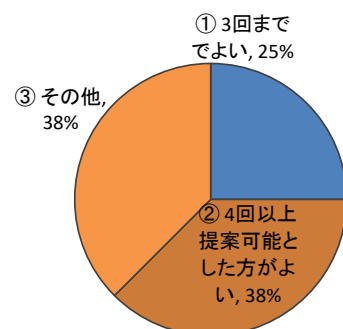
【「理由」】

- ・自主財源では、活動が制限されるため。
- ・団体が存続しているので、回数は設けない方がいい。
- ・継続して活動される、地域のためになると認められるものにおいて、自立するために必要な活動費を盛り込む。または、その団体として集めることが困難と考えられる現実があるため。その活動が自立ではなく、あくまでも地域との連携が重要であると考えられるため。

③ その他	3	38%
-------	---	-----

【「その他」】

- ・事業内容によると考える。自立性(事業見直し)のシステムが必要。
- ・提案内容によるが、金額の上限が無ければ3回まででも良いと思う。
- ・提案事業として相談や応募してきた時点で、事業の内容を調査し当該事業が何か年の事業であるかの理由を明記させる。⇒事業の継続性を確認することにより助成回数を決めることができるのではないか。

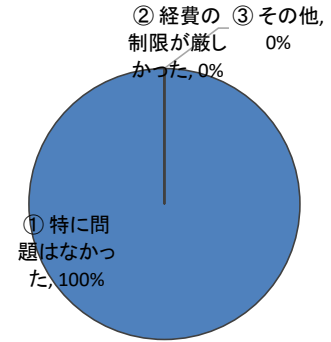


2. 支援内容 - 対象経費について

対象となる経費についてどのように感じましたか。該当するもの一つに○を付けてください。

(n= 8)

①	特に問題はなかった	8	100%
②	経費の制限が厳しかった	0	0%
③	その他	0	0%



3. 応募方法 - 提案書について

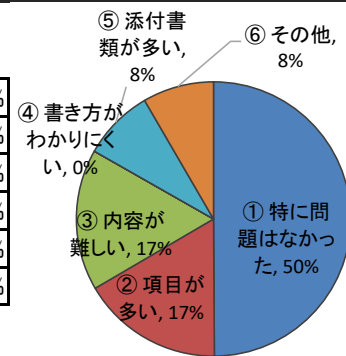
提案書の作成についてどう思われましたか。該当するもの全てに○を付けてください。

(n= 12)

①	特に問題はなかった	6	50%
②	項目が多い	2	17%
③	内容が難しい	2	17%
④	書き方がわかりにくい	0	0%
⑤	添付書類が多い	1	8%
⑥	その他	1	8%

【「その他」等】

・1回やってみると分かる。提案書を書くことでやりたいことが明確になる。



4. 審査方法 - プレゼンテーションについて

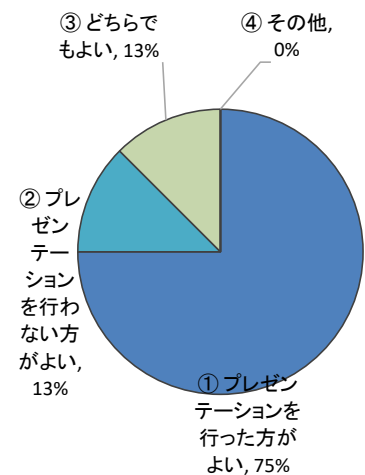
今年度の審査は書類審査とプレゼンテーション(事業内容の提示、説明)で行いましたが、プレゼンテーションの必要性についてどう思いますか。該当するもの一つに○を付けてください。また、その理由も書いてください。

(n= 8)

①	プレゼンテーションを行った方がよい	6	75%
---	-------------------	---	-----

【「理由」】

- ・審査の際に資料のみより熱意が伝わる。
 - ・アドバイスをいただける。
 - ・審査員に対して、事業内容の本質を理解いただける場だと考えます。
 - ・文書でうまく記述出来ない場合もあると思われるので、プレゼンで熱意を伝えることも出来る。
 - ・直接質疑を受けられる場であり、事業に望まれている課題も分かり良かった。
 - ・プレゼンは行った方が良い。⇒委員からの事業に関する質疑は良いとしても、個人的(私的)な意見については、如何なものか疑問を感じる。
- * 委員はプレゼン前に提案書をもう少し熟読しても良いのではないかな。



②	プレゼンテーションを行わない方がよい	1	13%
---	--------------------	---	-----

【「理由」】

- ・何かと忙しいため。

③	どちらでもよい	1	13%
---	---------	---	-----

④	その他	0	0%
---	-----	---	----

5. その他 - 事業の継続について

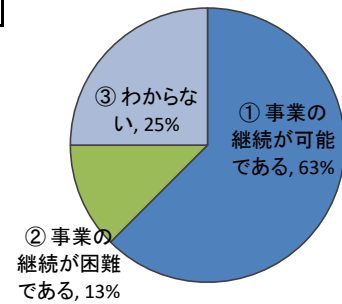
大潟区では、同一の事業に対して、助成は3回までとしています。補助金がなくなってからも事業の継続が可能ですか。

(n= 8)

① 事業の継続が可能である	5	63%
---------------	---	-----

【「継続方法」】

- ・自主財源や他の補助金制度を利用する。
- ・事業内容を改善する。
- ・難しい場合もあると思うが、継続しななければならないし、工夫と努力が必要であると思う。
- ・本事業は、これまでに20年以上の実績があるため。
- ・会員からの徴収で自主事業は可能。



② 事業の継続が困難である	1	13%
---------------	---	-----

【「理由」】

- ・活動費が出てこない。

③ わからない	2	25%
---------	---	-----

【「理由」】

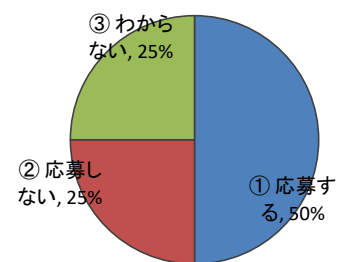
- ・金銭面よりも、会員の減少のため。
- ・全額を助成する事業制度は、そうあるものではない。複数年に継続する事業を組むには、それ相応の事業の発案・計画が求められる。

5. その他 - 次年度の応募予定について

①同事業で令和2年度の地域活動支援事業（大潟区）に応募する予定はありますか。該当するもの一つに○を付けてください。（3回目の採択だった事業は記入不要です。）

(n= 8)

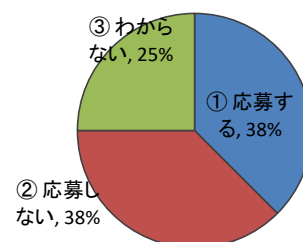
① 応募する	4	50%
② 応募しない	2	25%
③ わからない	2	25%



②新たな事業で令和2年度の地域活動支援事業（大潟区）に応募する予定はありますか。

(n= 8)

① 応募する	3	38%
② 応募しない	3	38%
③ わからない	2	25%



5. その他 - その他

当事業についてご意見がありましたらご自由にお書きください。

・明確な目的と、適切な事業推進は必要です。反面、誰でも応募できるハードルの低さも必要です。その意味でも、課題、ニーズをいかに事業化するかが重要だと考える。

・前にも述べましたが、申請書及び実績報告書は出来る限り簡素化し、事務量を減らすべきと思う。

◎これからの時代は、パソコン時代なので大いに簡素化になると思う。

◎お互いの事務量を減らす方策を考えてください。

◎基準が年々わからなくなって来ている。もう一度初心に帰って、見直す時が来ているとおもう。

◎今は、市の事業(活動)でも地域の事業(活動)でも何でもありの状態になっている。それで良い時もあるが、おかしいと思う内容が多々見受けられる。要検討。

・本事業を進めるにあたり、関係者の皆様方には大変お世話になりました。

・「こうなったら良いな」を実現できる手だてとして、地域活動支援事業があるということをもっと周知して活用していけたら良いと思っている。地域に活気を生むには、どのような手だてがよいのか、たくさんのアイデア(提案)が増えるとういと思う。

・提案事業について

(1) 提案する団体が補助事業を受けられることができる団体か。提案事業の内容が補助基準に合致するか事務局の段階で判断すべきだ。

(2) 間接的な営利目的の団体や個人が使用する物品か取り扱いなどを明確にさせる。

(3) 区内で活動している団体が自身のための事業(例…小・中学校後援会、PTAが事業提案し、その後に学校の備品となっている。)なのか疑問だ。

(4) 区内での地域活動(区内に事務局、活動拠点など)の事業となっているのか。

※区内に事務局が無く居住するとの判断(?)で、複数の自治区に事業提案し、当区で採択(当区に配分された補助金を使用)された事業に不快を感じている。→前年:同事業を頸城区で不採択した経過があった。

・成果報告会の有無について

例年、成果報告会を開催しているが、参加者が少なく参加される方も限られているようだ。成果報告会を開催せずに成果報告書を作成し、全世帯若しくは隣組に回覧してはどうか。

令和元年度地域活動支援事業大潟区取組方針

1. 大潟区の採択方針

自然をいかし、いのちを活かす、心なごむ潮さいのまちづくりを目的に、地域独自の資源や住民活動を活かし、住民自らが地域の課題解決や活力ある地域づくりを目指す取り組みを推進するため、提案者が自主的、主体的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先して採択します。

■優先して採択する事業

- ・福祉や健康を充実させるための事業
- ・安全安心な地域づくりのための事業
- ・交流人口の拡大等のための事業
- ・地域資源等を活かした事業
- ・文化・スポーツ活動等を振興させるための事業

■その他の事業

優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択する。

2. 提案事業の制限

- ①同一団体による提案件数制限…なし

3. 審査方法

①審査員

- ・地域協議会委員が審査を行う
- ・審査員が提案事業の利害関係者であっても審査を行うことができる
(利害関係者＝事業提案の代表者、担当者、構成員)

②審査内容

- ・書類及びプレゼンテーションにより審査する

③採点方式

- ・個別採点方式

4. 審査項目と事業の採択

①基本審査

- ・地域活動支援事業の目的の合致 適・否

②共通審査項目と点数配分

審査項目	審査の視点	点数
公益性	提案事業の成果が広く地域に還元されるものか	5点
	全市的な方向性と合致しているか	
	提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	
必要性	地域の実情や住民要望に対応したものか	5点
	地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか	
	緊急性の高い提案事業であるか	
	ほかの方法で代替できないものであるか	
実現性	目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか	5点
	関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか	
	資金調達の規模や時期に無理はないか	
参加性	提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか	5点
発展性	新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。	5点
	提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか	
	事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか	

③事業の採択等

- ・ 最高と最低の得点で評価した審査員の得点を除外し、残りの審査員の得点で評価する。
- ・ 出席した審査員のうち、1/2以上の審査員が大潟区採択方針に適合していると判断した事業を、「優先して採択する事業」とし、1/2未満の事業は「その他の事業」とする。
- ・ 「優先して採択する事業」の点数の高いものから順に配分額の範囲で、採択事業・補助額を決定する。
- ・ 「優先して採択する事業」の平均点12.5点未満の事業は不採択とする。
- ・ 配分額に余りがある場合は、「その他の事業」の点数の高いものから順に配分額の範囲で採択・補助額を決定する。
- ・ 「その他の事業」の平均点12.5点未満の事業は不採択、平均点12.5点以上15点未満は協議のうえ決定する。
- ・ 区配分額に達した時点における提案事業は、提案者に補助金交付予定額による事業の実施可否を確認した上で、採択（又は辞退）を決定する。ただし、協議により、他の提案事業の補助率や補助金額を減額することにより調整を図ることを妨げない。
- ・ 辞退があった場合は、次点の提案事業を繰り上げて採択することができる。

5. 審査手順

(審査前)

1. 事前に提案書の写しを委員へ送付（各自内容を確認）
2. 審査員全員で意見交換及び質問の取りまとめ
3. 提案者へ質問事項送付

(審査)

4. 提案事業ごとにプレゼンを行いながら質問書の回答を確認する。
5. 基本審査（地域活動支援事業の目的との適合）
6. 共通審査（採点、集計）
7. 採択方針との適合（優先して採択する事業の仕分け）
8. 採択事業・補助額の決定
9. 採択する事業に関わるその他の協議（結果通知の特記事項に記載） …交付条件

6. 補助金額（助成回数・補助率・限度額）

- ・助成回数：同一事業は3回まで（平成22年度採択からの助成回数）
- ・補助率は10/10以内 ※1,000円未満切り捨て
- ・補助金の上限額は設けない
- ・事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助希望額として申請した金額よりも減額して交付決定を行う場合がある。

7. 成果報告

実績報告書とは別に、活動の成果を2月～3月頃に公開で報告する。

開催方法及び報告事業数は、成果報告会開催までに地域協議会で協議をして決定する。

8. 募集期間

・平成31年4月1日（月）～ 5月7日（火） ※30年度は、4月2日（月）～5月7日（月）

- 提案書を委員へ発送 5月10日頃
- 質問事項取りまとめ（勉強会） 5月中旬
- プレゼンテーション（協議会） 5月下旬
- 基本審査、採点（協議会） 5月下旬
- 採択事業・補助額決定（協議会） 6月中旬

9. 周知・事前相談

- ・3月11日（月）からを新年度の募集に向けた相談期間とする（事業の趣旨や提案書の書き方等について説明）
- ・事前相談の実施に合わせ、事前告知のチラシを区内に回覧するとともに、「募集概要」を希望者に配布する。（「募集要項」は4月1日付全戸配布）
- ・事前相談及び募集について、防災行政無線を活用して区内に周知するとともに、町内会長協議会で説明及びPRを行う。